

## ひろば

### 物性研共同利用委員に大学院生はなるべきでないのか？

京都物性若手グループ

今期の物性研共同利用施設専門委員に、物性グループ百人委員によつて選出された徳永正晴氏（京大・理D・C・2年）の身分が大学院学生であるという理由で正式の委員としての任命が物性研所長によつて拒否され、オブザーバーとしての資格しか与えられないということが起つている。この問題は以前にも東大D・C・の樋田氏について起つたのと同様のケースであり、その時は議論が定まらないまま、幸か不幸か同氏が助手になつたので正式の委員に任命されて残りの任期は議決権をもつた委員として認められ、結局未解決のまま持込されたのである。今回の拒否の理由も以前とまったく同じであり、前回のことは別に慣例になつたとはどこからも認められていないのに既成事実とされようとしている。ここに再び物性研が研究者の共同利用研究所としての性格をもつていること、研究の運営については大学院生（少くともD・C以上）以上の研究者は平等の権利をもつことが学問の発展のためにも重要なことであると強調しなければならないのは残念なことである。

この問題を考えるには、まず研究者自身の間でどう考えるかが一つの段階であり、今のところ大切な点であるといえる。研究者の中で大学院生を研究運営面で平等の権利があるものとして扱うことが日本の学問の将来にとり必要かどうかということである。これが認められれば、次いでは研究者とナンセンスな日本の大学の官僚機構との斗いである。広い意味の法律（制度）に反するからオブザーバーにしかならないのか、それとも大学院生は研究運営面での権利などない方がいいのか、このことをうやむやにして、責任のがれをしてはいけない。一体どつちの理由であるのかはつきりさせる必要がある。共同利用委員（略）はそもそも形式上は所員会の諮問機関ではあるが、実際には共同利用に関係ある全国の研究者の代表が参加しているこの委員が、実質的な権利をもっている。このところは現在の制度との妥協である。共同利用研究者の中で大学院生が大きな部分を占めている以上他の大学の職員がもつ権利と平等の権利を

この諮問委員会にもつていると考えて当然だろう。だからこそ、委員の選挙も身分の差別なく研究者の間での自由な選挙で選ばれた百人委員による身分の差別のない選出者が自動的に任命されてきた筈である。今回の選挙の結果も全体の意志である。大学院生であるという形式的な理由でこの決定を拒否することは、物性論グループ式の日本の研究運営の進め方に対する否定と考えざるをえない。大学院生はいわゆる経験は浅いのかもしれない。しかし日本の学問の将来にとり古い先生方だけで研究運営面を討議することがそんなに大切なのか、逆にいうと若手の意見を十分にとり入れることがそんなにシヤマになることなのであろうか？今迄にそういう破壊的な例があつたとでもいうのだろうか？又百人委員会はそれほど無責任な選挙をする機関と考えられているのだろうか？

さて大学院生も研究運営面で平等の権利をもつべきだが、現在の制度では仕方がない、実質でガマンしてくれという御意見に対しては、その制度をぶちこわす努力をされた結果、本心からそういわれたと感じられたら、口ビルを嚙んで日本の大学の官僚制への怒りをぶちまけ合わねばならなくなるのだが、研究者の方からどうせダメだからというので自ら内へ向つて押える方にまわられては、本当は大学院生なんて黙つていろといわれているように感じたくなる。官僚機構が無難にやり抜けようとするその点をこそ問題化しない限り、いつも研究者間のくい合い、がまんの仕合いになるのがオチであり、現在の官僚統制とはまさにこのことである。研究者間では「まず法律」ではなくて、研究上、学問上の要求で既成事実をつくつて押してみても制度とぶつつからなければなるまい。その義務が研究者の代表となられた方にはあると思うのであり、我々もそれに援助は惜しまない。それが感じられない限り、そのおえら方は研究者の意向を押えることを自分の仕事と心得ておられると思わざるをえない。(つづく)

〔物性若手グループ委員長が物性研所長との会見の報告を次号以下に書く予定。〕